

第1回一関市高齢者福祉計画策定委員会

日時 令和5年8月1日（火）

午前10時～12時

場所 一関保健センター 多目的ホール

・・・次 第・・・

1 開 会

2 委員委嘱

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 職員紹介

6 委員長及び副委員長選出

7 協 議

(1) 高齢者福祉計画策定委員会の設置について

(2) 一関市高齢者福祉計画策定方針及び策定スケジュールについて

(3) 現行計画の概要について

(4) 一関市の高齢者福祉と介護をめぐる現状と課題について

① 高齢者人口と高齢化の現状について

② 要介護高齢者の現状について

③ 主な課題と今後の対応について

④ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

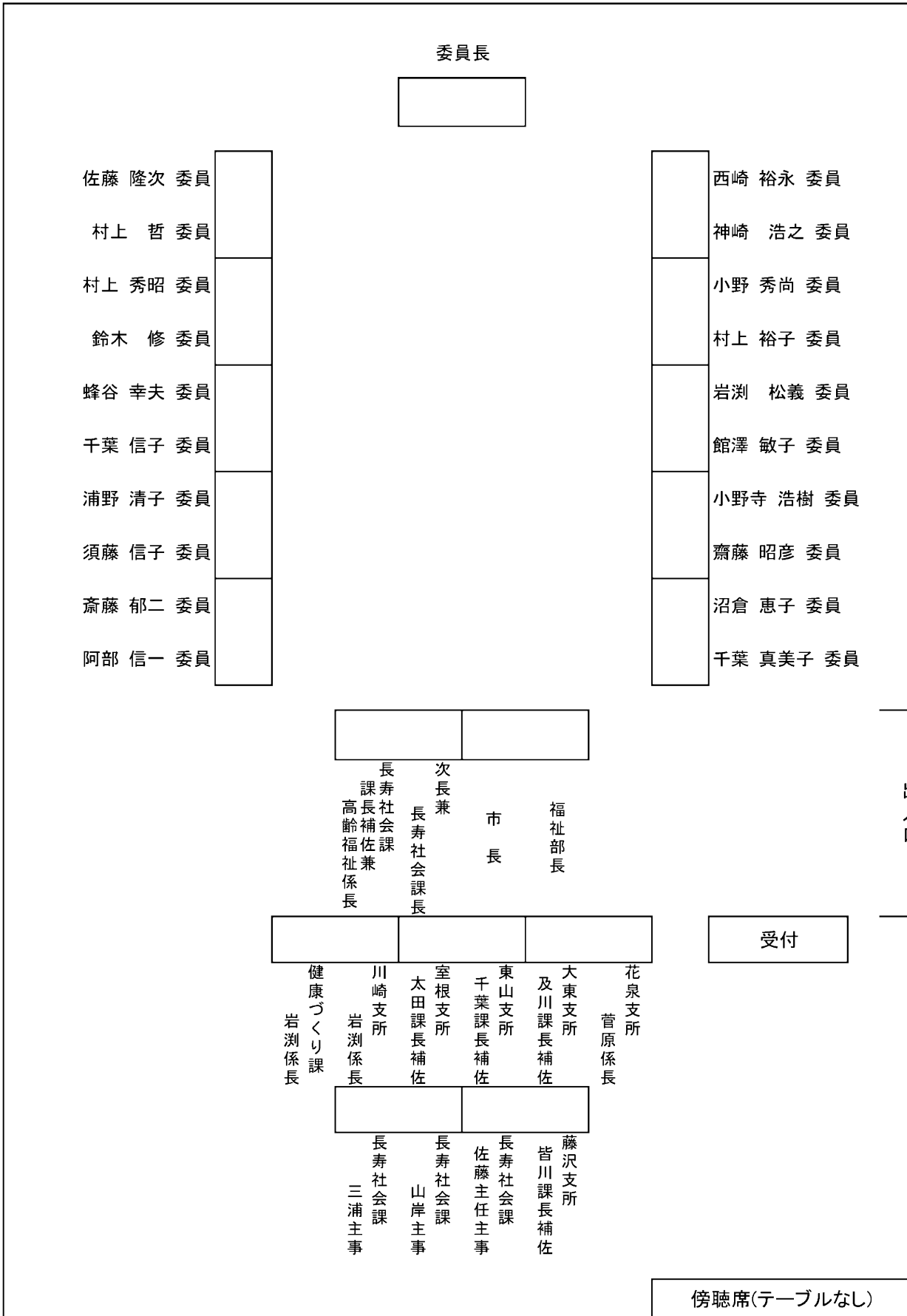
(5) 次期計画の基本理念（案）について

(6) その他

8 閉 会

【第1回策定委員会 座席表】

一関保健センター 多目的ホール



(1) 高齢者福祉計画策定委員会の設置について

1 策定委員会設置について

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8によりその作成が義務づけられているものであり、平成6年に最初の老人福祉計画を策定し、一定期間毎に見直しを実施してまいりました。

現在は介護保険事業計画の3年毎の見直しに合わせ、この「高齢者福祉計画」も見直しを行っており、本年がその年にあたります。

策定委員会は、専門分野の皆様や福祉の最前線で活動されている方々、一般市民の方々から直接ご意見、ご提言をいただき、計画に反映させていきたいとの考えから設置したものです。

2 設置要綱について

高齢者福祉計画策定のため別紙要綱を制定しております。

第2条に所掌事項がありますが、委員会は「(1)計画の策定に関する基本的事項について検討すること。」となっておりますように、委員の皆様にはお示した課題やこれから作成する計画案について、検討していただき、ご意見を伺いたいと考えています。

また、任期についてですが、第3の2項にありますように、委嘱の日から計画策定の日までとさせていただきます。計画策定は来年の3月を予定しているところで

令和5年度 高齢者福祉計画策定委員会委員一覧

No.	推薦依頼団体	職名	氏名	ふりがな
1			佐藤 隆次	さとう りゅうじ
2			村上 哲	むらかみ さとる
3			村上 秀昭	むらかみ ひであき
4			鈴木 修	すずき おさむ
5			蜂谷 幸夫	はちや ゆきお
6			千葉 信子	ちば のぶこ
7			浦野 清子	うらの せいこ
8			須藤 信子	すどう のぶこ
9			斎藤 郁二	さいとう いくじ
10			阿部 信一	あべ しんいち
11			西崎 裕永	にしざき ひろのり
12			神崎 浩之	かんざき ひろゆき
13			小野 秀尚	おの ひでなお
14			村上 裕子	むらかみ ゆうこ
15			岩渕 松義	いわぶち まつよし
16			館澤 敏子	たてざわ としこ
17			小野寺 浩樹	おのでら ひろき
18			齋藤 昭彦	さいとう あきひこ
19			沼倉 恵子	ぬまくら けいこ
20			千葉 真美子	ちば まみこ

令和5年度 高齢者福祉計画策定委員会事務局名簿

No.	所 属	氏 名	ふりがな	備考
1	福祉部長	佐藤 和子	さとう かずこ	
2	次長兼長寿社会課長	佐藤 和幸	さとう かずゆき	
3	長寿社会課 課長補佐兼高齢福祉係長	伊東 裕芳	いとう ひろよし	
4	花泉支所 市民福祉課 こども・福祉係長	菅原 千津	すがわら ちづ	
5	大東支所 市民福祉課 課長補佐兼こども・福祉係長	及川 宏明	おいかわ ひろあき	
6	千厩支所 市民福祉課 課長補佐兼こども・福祉係長	佐藤 章子	さとう しょうこ	
7	東山支所 市民福祉課 課長補佐兼こども・福祉係長	千葉 善昭	ちば よしあき	
8	室根支所 市民福祉課 課長補佐兼こども・福祉係長	太田 政己	おおた まさき	
9	川崎支所 市民福祉課 こども・福祉係長	岩渕 律子	いわぶち りつこ	
10	藤沢支所 市民福祉課 課長補佐兼こども・福祉係長	皆川 学	みなかわ まなぶ	
11	健康こども部健康づくり課 高齢者健康支援係長	岩渕 恵里	いわぶち えり	
12	長寿社会課 主任主事	佐藤 希	さとう のぞみ	
13	長寿社会課 主事	山岸 梨奈	やまぎし りな	
14	長寿社会課 主事	三浦 彩香	みうら あやか	

【連絡先】

〒021-8501 一関市竹山町7番2号
 一関市 福祉部 長寿社会課 高齢福祉係
 電話 0191-21-2111 (代表)
 0191-21-8370 (直通)
 FAX 0191-21-4150
 E-mail choju@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年8月23日制定

平成29年4月1日改正

(設 置)

第1 高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
- (2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、長寿社会課において処理する。

(補 則)

第7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

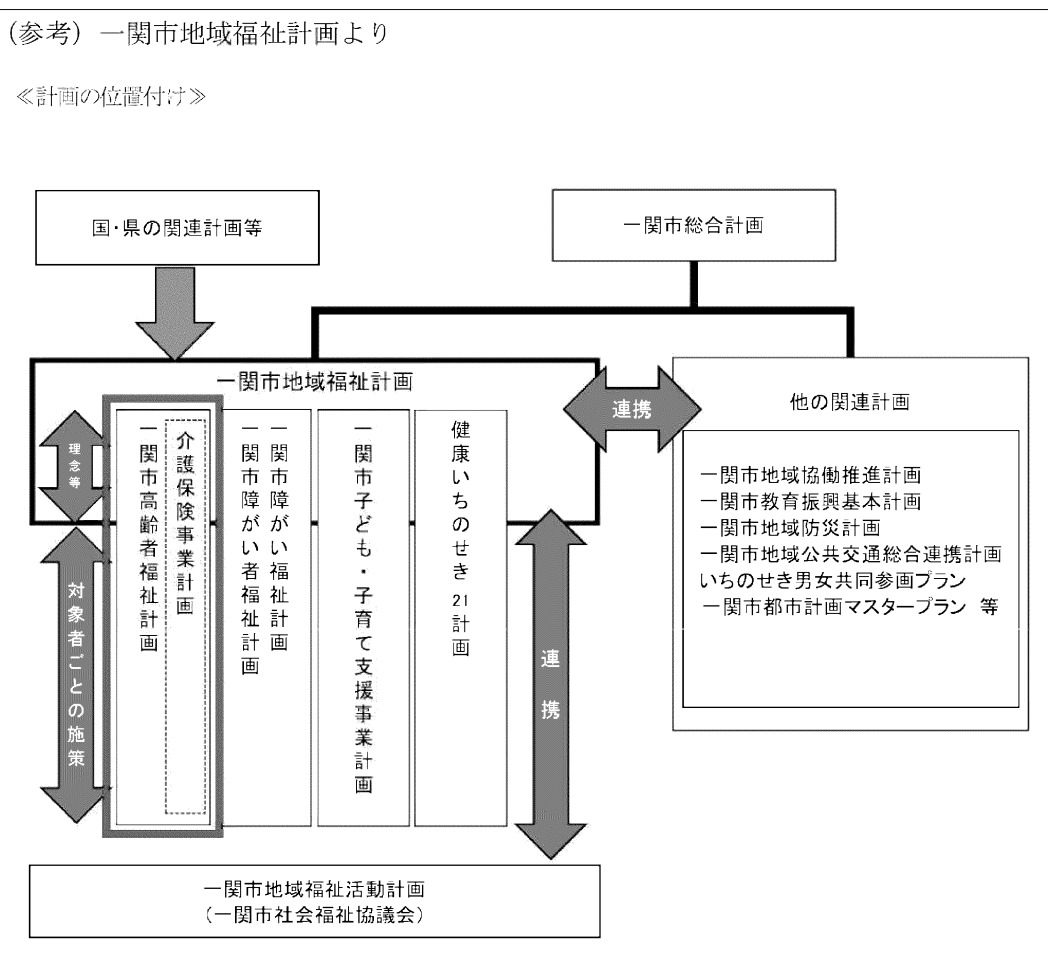
(2) 一関市高齢者福祉計画策定方針及び策定スケジュールについて

1 策定方針について

「高齢者福祉計画」は豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するもので、次期計画の策定期間は、令和6年度から令和8年度となります。

本計画は、一関市総合計画を上位計画とし、また一関市地域福祉計画の個別計画として、同計画の理念に基づき策定作業を進めるとともに、健康いちのせき21計画や一関市障がい者福祉計画などとの整合性を図りながら策定作業を進めます。

なお、策定作業については、長寿社会課、健康づくり課、各支所市民福祉課が担い、課題の整理や計画内容などを検討し、策定委員会へ提案いたします。



2 一関市高齢者福祉計画と第9期介護保険事業計画との関係

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第4項により、「市町村老人福祉計画（一関市では「高齢者福祉計画」としています。）と一体のものとして作成されなければな

らない。」となっていますが、一関市の場合は、「第9期介護保険事業計画」は一関地区広域行政組合が作成することとなっています。

「第9期介護保険事業計画」には具体的な要介護者数や介護サービス量、介護保険事業費の見込みが盛り込まれることとなりますが、一関市高齢者福祉計画はすべての高齢者を視野に入れて、介護給付対象外の福祉サービスやその他の関連施設、また元気な高齢者の活動支援も含むことから、介護保険事業計画の内容のほとんどを計画に包含することとなります。

3 策定スケジュールについて

年 月	一関市高齢者福祉計画策定スケジュール
令和4年10月	令和4年度高齢者実態調査
令和4年12月～ 令和5年1月	日常生活圏域ニーズ調査（一関地区広域行政組合）
令和5年8月1日 (火)	◆ 第1回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 一関市の高齢者福祉と介護をめぐる現状と課題 ・ 課題に対する意見、提言
8月	○ 事務局会議 ・ 策定委員会意見・提言の検討 ・ 各種資料収集・分析
9月	◆ 第2回策定委員会 ・ 介護予防等ニーズ調査結果 ・ 計画素案の検討
10月	○ 事務局会議 ・ 計画案の作成 ・ 関連計画との調整
11月	◆ 第3回策定委員会 ・ 計画中間案の協議 ○ 事務局会議 ・ 計画中間案の修正
12月	・ 議会常任委員会説明 ・ パブリックコメント ・ 県及び関係課への意見照会
令和6年1月	○ 事務局会議 ・ パブリックコメント意見反映 ◆ 第4回策定委員会 ・ 計画案の最終調整（素案決定）
2月	・ 計画案の県協議
3月	・ 計画の完成及び公表

※業務の進捗状況等により日程等変更する場合があります。

(3) 現行計画の概要について

1 基本理念について

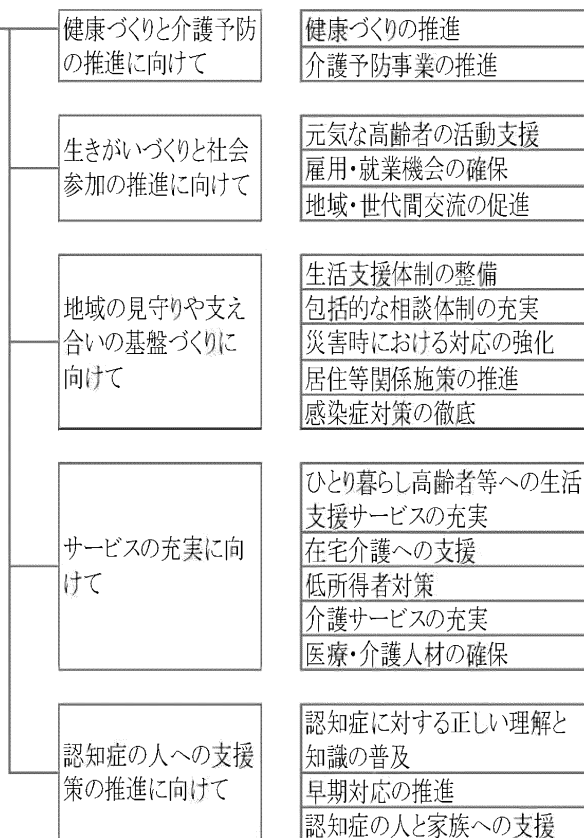
- ◆ みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”

(2016-2025 一関市総合計画 将来像を実現するためのまちづくりの目標)

2 計画の構成について

序論	第1	計画策定の趣旨
	第2	計画の性格
	第3	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係
	第4	計画の期間
	第5	基本理念
	第6	計画の策定体制

本論	第1章	高齢者を取り巻く現状
	第2章	現状からの課題
	第3章	重点施策とその取り組み



第4章	計画の推進にあたって
-----	------------

資料編

○ 主なサービスの整備目標(令和5年度までの整備計画)に対する進捗状況(令和4年度末)

1 在宅福祉サービス

主な事業の名称	単位	R2 (実績) ①	R3 (実績) ②	R4 (実績) ③	R5 (目標値) ④	達成率 ③/④	目標値との乖離が大きいものの理由(80%未満)
①介護予防・日常生活支援総合事業 住民主体サービス(サービスB)	実施団体数	15	16	16	24	66.7%	手続きの煩雑さ、提出資料の多さ (年度初めの補助金申請、年度末 の実績報告、月例報告)
	実施回数	576	672	699	1,080	64.7%	
	延べ人数	7,537	8,155	8,285	14,960	55.4%	
②介護予防・日常生活支援総合事業 短期集中予防サービス(サービスC)	実施団体数	0	2	2	9	22.2%	事業所・住民へのPR不足、事業の 方向性が関係者間で共有されて いない
	実施回数	0	30	30	135	22.2%	
	延べ人数	0	197	169	1,350	12.5%	
③一般介護予防事業	実施回数	997	1,036	1,132	1,723	65.7%	新型コロナウイルス感染症によって活動自 粛した団体があったため
	延べ人数	11,413	11,200	12,335	23,603	52.3%	
④週イチ倶楽部応援事業	活動 団体数	62	70	73			
	サポーター 養成者数	207	207	221	267	82.8%	
⑤ふれあいサロン実施状況	設置 箇所数	347	321	311	346	89.9%	
	開催日数	2,703	2,855	3,136	2,768	113.3%	
⑥高齢者福祉乗車券交付事業	交付者数	3,588	3,538	3,447	4,000	86.2%	
⑦食の自立支援事業(配食サービス)	利用者数	136	155	162	170	95.3%	
⑧緊急通報システム整備事業	設置件数	717	623	579	750	77.2%	新規申請者数の減少(撤去者の増 加)、入所系施設が増加したこと、ネット回線の普及による規格の不適合など
⑨家族介護用品支給事業	受給者数	151	157	129	195	66.2%	被介護者の死亡、施設入所、長期 入院などによる支給対象者の減少
⑩在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	受給者数	852	813	737	950	77.6%	
⑪高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	利用件数	15	15	14	19	73.7%	県補助金の補助実績に基づく補助額内示による利用件数が制限
⑫高齢者SOSネットワーク事業	登録者数	91	100	107	—	—	
○シニア活動プラザ	利用者数	6,750	7,383	7,193	9,915	72.5%	新型コロナウイルス感染症による事業の中止や利用自粛による影響
○高齢者見守りネットワーク事業	登録 事業所数	55	59	60	62	96.8%	
○老人福祉センター	利用者数	4,755	5,790	6,386	6,500	98.2%	
○認知症サポーター養成	養成者数	11,018	11,734	12,476	13,000	96.0%	

○ 主なサービスの整備目標(令和5年度までの整備計画)に対する進捗状況(令和4年度末)

2 福祉施設サービス、介護保険施設サービス

主な事業の名称	単位	R2 (実績) ①	R3 (実績) ②	R4 (実績) ③	R5 (計画値) ④	達成率 ③/④	参考 (R4～5整備数)
①養護老人ホーム	定員数	120	110	100	100	100.0%	
②生活支援ハウス	床数	18	18	18	18	100.0%	
③軽費老人ホーム (ケアハウス)	床数	50	50	50	50	100.0%	
④特別養護老人 ホーム(介護福祉施設)	床数	912	912	912	932	97.9%	1事業所 20床増床移築 (50床→70床) 1事業所 床数増減なく 一部移築(80床)
⑤老人保健施設(介護老人保健施設)	床数	672	672	672	672	100.0%	
⑥療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	床数	0	0	0	30	0.0%	R5 1事業所 30床
⑦特別養護老人 ホーム(地域密着型 介護老人福祉施設)	床数	261	261	261	290	90.0%	R5 1事業所 29床
⑧グループホーム (認知症対応型共同 生活介護)	床数	378	396	405	405	100.0%	R4 1事業所 9床
⑨小規模多機能型 居宅介護	定員数	157	157	157	186	84.4%	R5 1事業所 29人(公募) R4 1事業所減 29人
⑩特定施設入居者 生活介護(混合型)	定員数	128	128	128	128	100.0%	
⑪地域密着型特定 施設入居者生活介護(専用型)	床数	56	56	56	56	100.0%	
⑫サービス付き高齢 者向け住宅	戸数	313	313	285	—	—	
⑬有料老人ホーム	床数	263	279	279	—	—	
⑭看護小規模多機 能型居宅介護(複合 型サービス)	設置数	2	2	2	3	66.7%	R5 1事業所 29床(公募)
⑮定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	設置数	2	2	2	2	100.0%	

(4) 一関市の高齢者福祉と介護をめぐる現状と課題について

① 高齢者人口及び高齢化の現状について

1 総人口に占める65歳以上高齢者

(単位:人、%)

		人口		高齢者数		65～74歳		75歳以上		高齢化率	
一関	R2. 3. 31	56,022	-1,887	17,895	189	8,486	129	9,409	60	31.94	1.46
	R5. 3. 31	54,135	96.63	18,084	101.06	8,615	101.52	9,469	100.64	33.41	
花泉	R2. 3. 31	12,711	-685	4,956	-86	2,296	-17	2,660	-69	38.99	1.51
	R5. 3. 31	12,026	94.61	4,870	98.26	2,279	99.26	2,591	97.41	40.50	
大東	R2. 3. 31	12,955	-1,005	5,630	-96	2,404	24	3,226	-120	43.46	2.85
	R5. 3. 31	11,950	92.24	5,534	98.29	2,428	101.00	3,106	96.28	46.31	
千厩	R2. 3. 31	10,478	-635	4,057	-44	1,790	1	2,267	-45	38.72	2.05
	R5. 3. 31	9,843	93.94	4,013	98.92	1,791	100.06	2,222	98.01	40.77	
東山	R2. 3. 31	6,370	-472	2,554	-82	1,088	-21	1,466	-61	40.09	1.82
	R5. 3. 31	5,898	92.59	2,472	96.79	1,067	98.07	1,405	95.84	41.91	
室根	R2. 3. 31	4,775	-398	2,076	-94	916	-6	1,160	-88	43.48	1.81
	R5. 3. 31	4,377	91.66	1,982	95.47	910	99.34	1,072	92.41	45.28	
川崎	R2. 3. 31	3,496	-254	1,435	-2	617	55	818	-57	41.05	3.15
	R5. 3. 31	3,242	92.73	1,433	99.86	672	108.91	761	93.03	44.20	
藤沢	R2. 3. 31	7,631	-515	3,129	-17	1,409	37	1,720	-54	41.00	2.73
	R5. 3. 31	7,116	93.25	3,112	99.46	1,446	102.63	1,666	96.86	43.73	
計	R2. 3. 31	114,438	-5,851	41,732	-232	19,006	202	22,726	-434	36.47	1.75
	R5. 3. 31	108,587	94.89	41,500	99.44	19,208	101.06	22,292	98.09	38.22	

網掛け部分は上段=比較人数、下段=増減率

- ・ 直近3年間において、人口減少は顕著である一方、高齢者数はほぼ横ばいで推移
- ・ このため、高齢化率は増加となっている

2 5歳区分ごとの人口

(単位:人)

5歳区分		50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳
人口	R2. 3. 31	6,843	7,718	8,788	10,192	8,814	7,083	6,558
	R5. 3. 31	6,768	7,072	8,194	9,009	10,199	6,884	6,103
	比較	-75	-646	-594	-1,183	1,385	-199	-455

- ・ 一関市においては、団塊の世代(S22～24生)に続き4～5年程度が年齢別人口の割合が高い
- ・ R5. 3. 31現在の一関市における年齢別人口の上位5位が全て70～74歳に入っており、団塊の世代前が大きく少ないため、5歳区分では3年前に比較し年齢層がずれる結果となっている

② 要介護高齢者の現状について

1 ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の全世帯に占める割合

(参考:令和元年度 ひとり暮らし世帯数4,976世帯、高齢者のみ世帯4,903世帯)

令和4年度在宅高齢者実態調査 (R4.10.1現在)

(単位:世帯(%)、人)

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計
全世帯	24,579	4,706	4,931	4,120	2,282	1,776	1,283	2,794	46,471
ひとり暮らし世帯	2,769	566	747	546	279	233	151	301	5,592
高齢者のみ世帯	2,367	528	711	533	286	238	178	402	5,243
一世帯の人員	2.23	2.59	2.46	2.42	2.61	2.51	2.57	2.59	2.37

※ 全世帯数はR4.10.1現在

※ 一世帯の人員はR4.10.1現在の人口から算出

2 在宅での認知症など介護や支援が必要な高齢者

(参考:令和元年度 在宅認知症高齢者数713人、日中独居高齢者数550人)

令和4年度在宅高齢者実態調査 (R4.10.1現在)

(単位:人)

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計
在宅の認知症高齢者	192	42	51	109	66	40	18	85	603
援護を要する日中独居高齢者	143	65	40	96	41	32	15	55	487

※ 在宅認知症高齢者及び援護を要する日中独居高齢者は共に減少傾向になっているが、一方で、介護保険要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の者(施設入所者含む)と比較すると大きく差異がある。

※ 援護を要する日中独居高齢者数は様々な要因により増減するが、ほぼ横ばいで推移しているものとする。

3 介護高齢者の現状 (R5.3.31現在)

(単位:人、%)

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計	
要支援1	519	96	188	135	69	60	34	98	1,199	
要支援2	530	139	179	102	58	61	40	87	1,196	
要介護1	811	204	259	171	120	92	55	130	1,842	
要介護2	757	223	223	153	126	61	65	141	1,749	
要介護3	499	149	176	112	79	68	46	98	1,227	
要介護4	473	172	171	114	69	76	43	97	1,215	
要介護5	432	142	128	104	61	47	29	83	1,026	
認定者数	4,021	1,125	1,324	891	582	465	312	734	9,454	
高齢者数	18,084	4,870	5,534	4,013	2,472	1,982	1,433	3,112	41,500	
認定率	22.24	23.1	23.92	22.2	23.54	23.46	21.77	23.59	22.78	
前年	認定者数	4,145	1,158	1,358	933	607	488	340	782	9,811
	認定率	22.85	23.6	24.2	22.97	24.14	24.07	23.69	24.91	23.45

※ 認定者数:介護保険で要支援または要介護と認定になった者

※ 認定率:65歳以上高齢者で介護認定を受けている者の割合

4 特別養護老人ホームへの入所希望者

(参考：令和3年度 入所希望者400人のうち

在宅入所希望者128人、早期入所が必要な者109人)

特別養護老人ホーム入所待機者実態調査(R4. 3. 31現在)

(単位：人)

	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計
入所希望者	155	23	49	49	31	30	16	47	400
うち、在宅入所希望者	44	9	14	30	5	11	5	10	128
うち、早期入所が必要な者	35	9	12	26	5	8	5	9	109

③ 主な課題と今後の対応について

■ 各地域の地域づくり計画より（資料No.5参照）

- 交通手段が少ない、通院・買い物・イベントへの移動支援
⇒ 公共交通体系の見直し、デマンド交通等を活用した交通弱者対策の検討が必要
- 高齢者が活躍できる場、集いの場の確保
⇒ サロンの開催、気軽に集えるカフェの開設、野菜作りなど出来ることで交流の場の確保など、高齢者の居場所づくりが必要
- 一人暮らし高齢者、高齢世帯の増加、一人暮らし世帯への支援体制が不足
⇒ 買い物、ごみ出し、除雪、草刈など高齢者世帯の生活支援、高齢者の見守り体制、一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援など、地域の支え合う体制づくりが必要
- 生活習慣病の増加、予防医療の充実
⇒ 健康づくり教室の開催、健診受診への啓発、介護予防活動の推進が必要
- 医療介護施設が少ない。
⇒ 空き家や空き校舎を活用した福祉施設の整備
- 高齢者の社会参加、雇用の場の確保、ボランティア活動の推進
⇒ 老人クラブの活性化、シルバー人材センターの活用、住民の得意分野を登録する人材バンクの活用など、高齢者が役割を持って活躍できる場の確保が必要
- 高齢者と子どもが交流する機会が少ない。
⇒ 世代間交流の実施、子どもの頃からの福祉教育
- 地域づくりの人材の確保と地域内コミュニティの枠組みづくり
⇒ 高齢者に対するサポートの必要性

■ その他

- 増える認知症高齢者本人と家族をどのように支えるか
⇒ 認知症の正しい理解と知識の普及、本人や家族への支援、地域での見守り体制の構築が必要

- 成年後見制度の利用促進をどう進めるか
 - ⇒ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図るとともに関係機関との連携、地域連携ネットワークの構築が必要。
- 介護に携わる人材の不足
 - ⇒ 介護人材の確保、育成等が必要
- 団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）を見据えた施策
 - ⇒ 地域全体で高齢者を支え、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目無く提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく必要がある。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備
 - ⇒ 既存の制度による解決が困難な課題
 - ① 課題の複合化
 - ・ 高齢の親と無職独身の50代の子が同居（8050問題）
 - ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等
 - ② 制度の狭間の問題
 - ・ いわゆる「ごみ屋敷」問題
 - ・ 障害の疑いがあるが手帳申請を拒否等

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

令和5年2月16日	資料4
第19回医療介護総合確保促進会議	

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

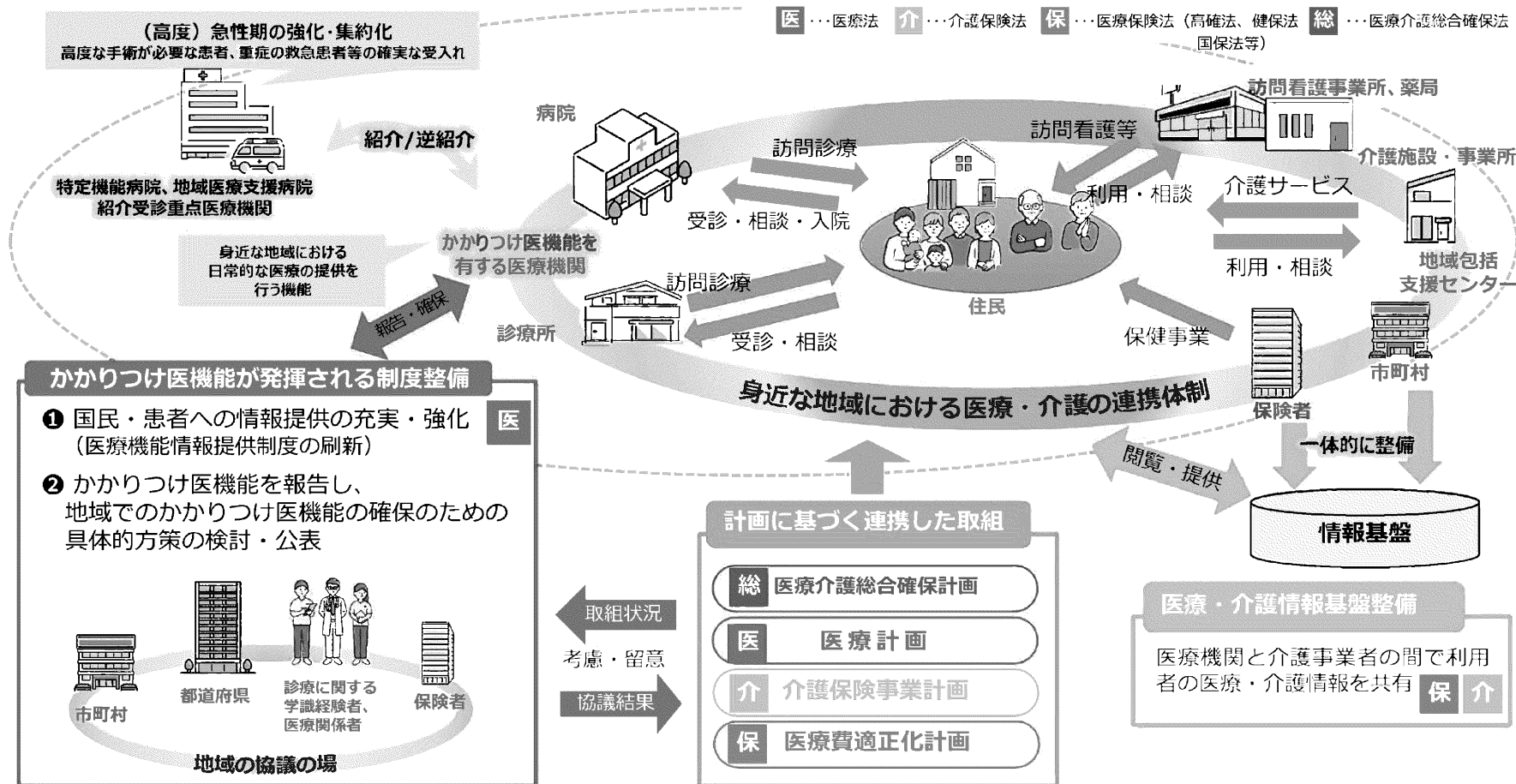
- 1. こども・子育て支援の拡充**【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】
 - ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
 - ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。
- 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し**【健保法、高確法】
 - ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し。
 - ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。
- 3. 医療保険制度の基盤強化等**【健保法、船保法、国保法、高確法等】
 - ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
 - ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
 - ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。
- 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】
 - ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
 - ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
 - ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
 - ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
 - ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。
等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4④は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

地域完結型の医療・介護提供体制の構築

在宅を中心に入退院を繰り返し、最後は看取りを要する高齢者を支えるため、かかりつけ医機能が発揮される制度整備・各種計画との連携・情報基盤の整備により、かかりつけ医機能を有する医療機関を中心とした患者に身近な地域における医療・介護の水平的連携を進め、「地域完結型」の医療・介護提供体制を構築する。そのために、関係法律を一体的に改正する。



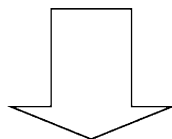
(参考) 医療介護総合確保法の改正規定案

改正後	現行
<p>(市町村計画) 第五条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図るとともに、<u>医療法第三十条の十八の五第一項の規定による協議の結果（同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）</u>を考慮するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(市町村計画) 第五条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との整合性の確保を<u>図らなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>

(5) 次期計画の基本理念（案）について

- 現行計画（令和3～5年度）の基本理念
「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」
一関市総合計画後期基本計画（2021（令和3年度）～2025（令和7年度））の将来像を実現するためのまちづくりの目標

- 次期計画（令和6～8年度）策定方針
本計画は、一関市総合計画を上位計画とし、また一関市地域福祉計画の個別計画として、同計画の理念に基づき策定作業を進めるとともに、健康いちのせき21計画や一関市障がい者福祉計画などとの整合性を図りながら策定作業を進めます。」



◎一関市総合計画の将来像を実現するためのまちづくりの目標を引続き次期計画の基本理念とする。

「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」

<参考>

一関市総合計画 将来像

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」

将来像を実現するためのまちづくりの目標（一関市総合計画基本構想）

- 1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
- 2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち
- 3 自らが輝きながら次代の担い手を応援するまち
- 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち
- 5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

【概要版】

令和4年度在宅高齢者実態調査結果

【調査概要】

本調査は、市内に居住する65歳以上の在宅高齢者の実態を把握し、高齢者福祉施策の総合的かつ計画的な推進及び地域福祉活動の推進を図るための基礎資料とすることを目的に、毎年10月1日を基準日として市が独自に調査を行っているもの。

【調査項目】

一関市に居住する65歳以上の在宅の高齢者のうち、

- ① 認知症高齢者数
- ② 援護を要する日中独居高齢者数（在宅の介護を要する高齢者のうち1日概ね6時間以上独居となる者）
- ③ ひとり暮らし高齢者数
- ④ 高齢者のみ世帯数（ひとり暮らし高齢者を除く） の4項目。

【調査方法】

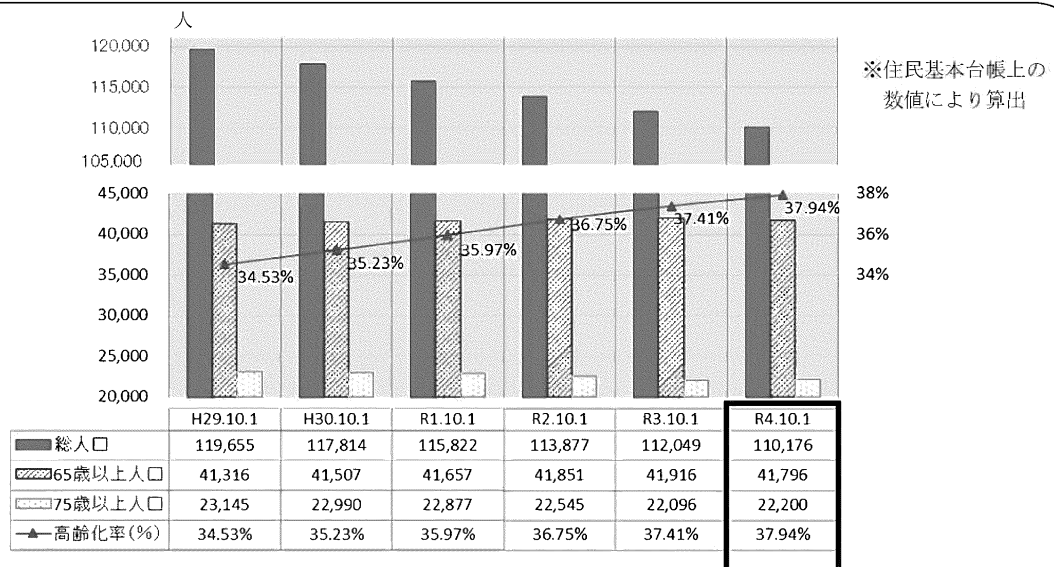
- ① 民生委員・児童委員に受け持ち地区の在宅高齢者の実態について、調査を依頼。
- ② 民生委員・児童委員は基準日時点の在宅高齢者の実態を調査し、集計表及び在宅高齢者名簿を作成。調査期間は令和4年10月1日から10月31日まで。
- ③ 民生委員・児童委員が作成した集計表及び在宅高齢者名簿について、長寿社会課が取りまとめた。

【調査結果の要点】

(参考) 総人口、65歳以上人口の推移 …… P1

- (1) 在宅認知症高齢者、援護を要する日中独居高齢者は共に減少傾向 …… P2
- (2) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は増加し、世帯全体の20%以上を占める …… P2
- (3) 一関地域以外の全地域で高齢化率40%以上、川崎地域以外の全地域でひとり暮らし高齢者が増加、高齢者のみで居住する人の割合が40%以上の地域が3地域（一関、大東、千厩） …… P3

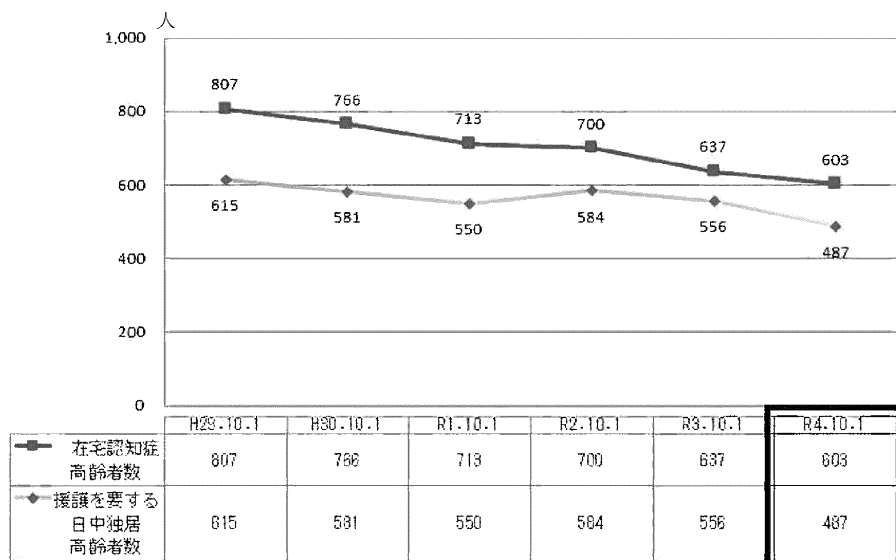
(参考) 総人口、65歳以上人口の推移



- ・総人口 R3：112,049人 → R4：110,176人（前年比1,873人減）
- ・高齢化率 R3：37.41% → R4：37.94%（0.53ポイント増）
- ◆65歳以上人口はR3まで増加していたが、R4は減少に転じている。
- ◆75歳以上人口はR3まで減少していたが、R4は増加に転じている。

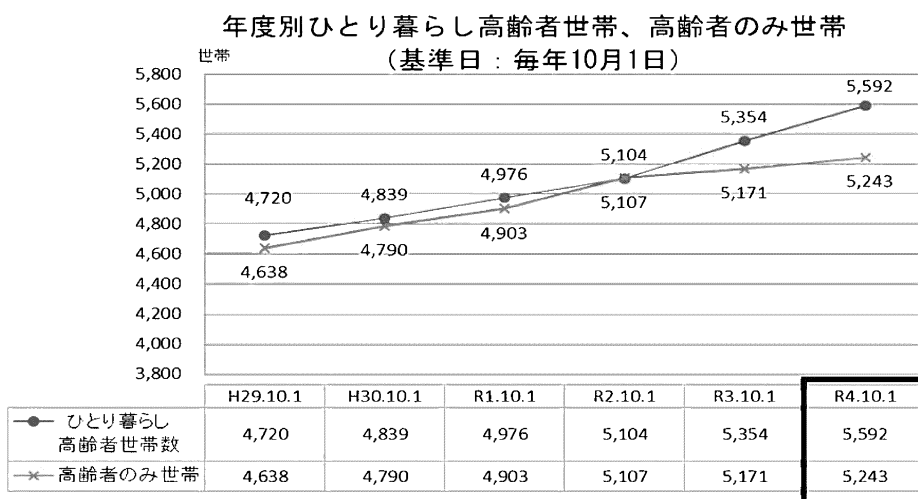
【調査結果】

(1) 在宅認知症高齢者、援護を要する日中独居高齢者は共に減少傾向



- ・在宅認知症高齢者数 R 3 : 637 人 → R 4 : 603 人 (34 人減) …高齢者の 1.44%
- ・援護を要する日中独居高齢者数 R 3 : 556 人 → R 4 : 487 人 (69 人減) …高齢者の 1.17%
- ◆在宅認知症高齢者及び援護を要する日中独居高齢者は共に減少傾向となっているが、介護保険要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の者（施設入所者含む）と比較すると大きく差異があり、正確な把握は課題となっている。
- ◆援護を要する日中独居高齢者数は様々な要因により増減するが、ほぼ横ばいで推移していると考えられる。

(2) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は増加し、世帯全体の 20%以上を占める



- ・ひとり暮らし高齢者世帯数 R 3 : 5,354 世帯 → R 4 : 5,592 世帯 (238 世帯増) …市内全世帯の 12.03%
- ・高齢者のみ世帯数 (ひとり暮らし高齢者世帯を除く) R 3 : 5,171 世帯 → R 4 : 5,243 世帯 (72 世帯増) …市内全世帯の 11.28%
- ◆ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯で市内世帯の 23.32%を占める。
- ◆高齢者のみ世帯は対前年比が同水準で増加しているが、ひとり暮らし高齢者世帯数は令和 3 年調査から対前年比伸び率が上昇している。

(3) 一関地域以外の全地域で高齢化率 40%以上
川崎地域以外の全地域でひとり暮らし高齢者が増加
高齢者のみで居住する人の割合が 40%以上の地域が 3 地域（一関地域、大東地域、千厩地域）

◆地域ごとの高齢化率は一関地域以外の全ての地域において 40%以上となっている。…調査結果報告 P 4、6

40%以上の地域

大東地域 46.01%、室根地域 45.14%、川崎地域 43.67%、藤沢地域 43.56%、
東山地域 41.94%、千厩地域 40.45%、花泉地域 40.16%

【参考】全市 37.94%

◆ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、川崎地域以外の全地域で増加している。…調査結果報告 P 7、8

ひとり暮らし高齢者数

増加地域	一関地域	134 人増	(R 3 : 2,635 人 → R 4 : 2,769 人)
	大東地域	52 人増	(R 3 : 695 人 → R 4 : 747 人)
	千厩地域	22 人増	(R 3 : 524 人 → R 4 : 546 人)
	花泉地域	15 人増	(R 3 : 551 人 → R 4 : 566 人)
	東山地域	11 人増	(R 3 : 268 人 → R 4 : 279 人)
	藤沢地域	9 人増	(R 3 : 292 人 → R 4 : 301 人)
	室根地域	1 人増	(R 3 : 232 人 → R 4 : 233 人)
減少地域	川崎地域	6 人減	(R 3 : 157 人 → R 4 : 151 人)

◆高齢者のうち、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみで居住する人の割合が 4 割を超える地域が 3 地域（一関地域、大東地域、千厩地域）ある。…調査結果報告 P 7、8

	ひとり暮らし 高齢者数	高齢者のみ 世帯人数	高齢者人口	高齢者のみで居住 する人の割合
一関地域	2,769 人	4,911 人	18,164 人	42.28%
花泉地域	566 人	1,118 人	4,901 人	34.36%
大東地域	747 人	1,490 人	5,592 人	40.00%
千厩地域	546 人	1,100 人	4,039 人	40.75%
東山地域	279 人	606 人	2,496 人	35.46%
室根地域	233 人	496 人	2,015 人	36.18%
川崎地域	151 人	376 人	1,438 人	36.65%
藤沢地域	301 人	861 人	3,151 人	36.88%
計	5,592 人	10,958 人	41,796 人	39.60%

【今後の取り組み】

市では「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち”いちのせき”」を目指して、令和 3～5 年度を計画期間として策定した高齢者福祉計画において、以下の 5 つを重点施策とし取り組むこととしています。

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 生きがいくつくりと社会参加の推進
- ③ 地域の見守りや支え合いの基盤づくり
- ④ サービスの充実
- ⑤ 認知症の人への支援策の推進

この計画を推進することにより、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの充実を推進し、誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

【参考データ】

国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成 29 年、平成 30 年推計）

日本の総人口…2065 年に 8,808 万人

高齢化率 38.4%、平均寿命：男 84.95 歳 女 91.35 歳

※ 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、高齢者人口は 3,677 万人、そのうち 75 歳以上は 2,180 万人と見込まれている。

一関市高齢者福祉計画（計画年度：令和 3～5 年度）による推計（一関市人口ビジョンを基に推計）

一関市の総人口…2025 年に 106,059 人、高齢者数 41,579 人、高齢化率 39.2%

2040 年に 83,047 人、高齢者数 35,265 人、高齢化率 42.5%

介護保険要介護認定者数（R4.10.1 時点、65 歳以上のみ）（一関地区広域行政組合）

要支援認定者：2,296 人、 要介護認定者：6,928 人、 合計：9,224 人

認定率（認定者数/65 歳以上人口） 22.07%

認知症高齢者数

一関市の要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の者…5,719 人

（R4.3.31 時点、65 歳以上のみ 一関地区広域行政組合）

※ 認知症高齢者については、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ（※）以上に該当する者と定義した。

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱとは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

認知症の方は、2012 年時点で全国に約 462 万人で、2018 年には 500 万人を超え高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と見込まれ、2025 年には約 700 万人で高齢者の約 5 人に 1 人と推計されている。

（厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」「認知症施策推進大綱」）

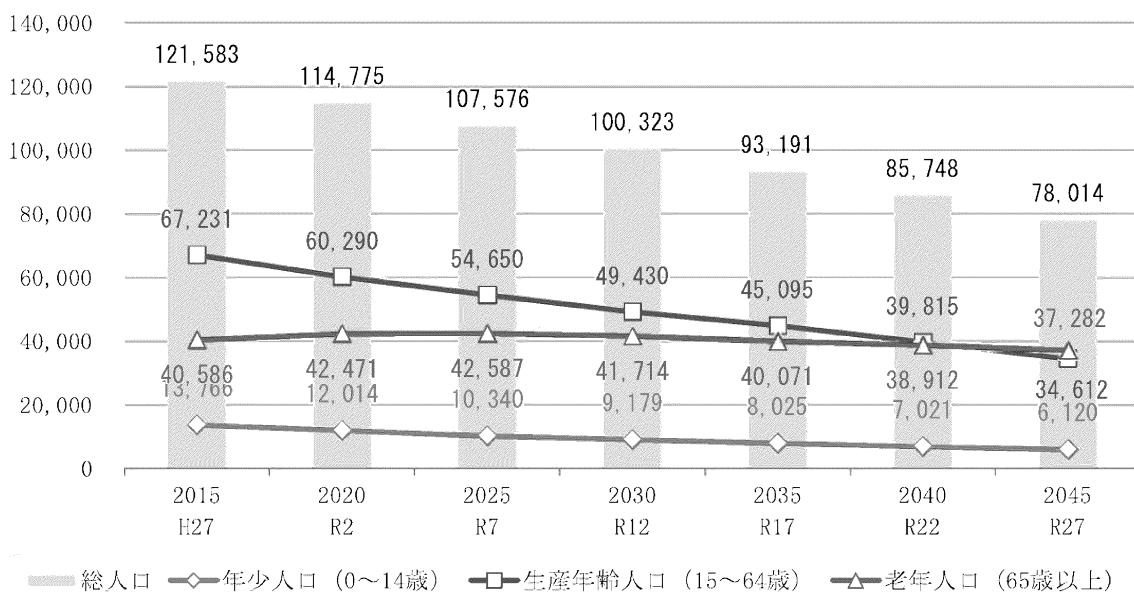
満 100 歳以上人口（R4.10.1 時点）

男 15 人 女 144 人 計 159 人

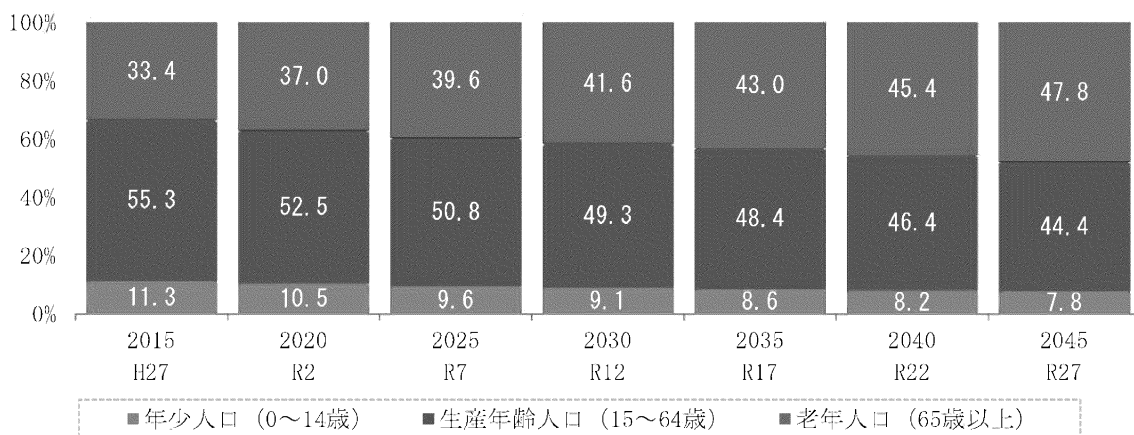
令和 4 年度敬老事業対象者数（令和 4 年度末時点の 80 歳以上） 16,561 人（R4.9.1 時点）

■総人口、年齢3区分別人口の推移（平成30年6月 国立社会保障・人口問題研究所推計）

総人口、年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口の割合の推移



令和27年（2045年）の総人口は78,014人と推計

- 総人口は減少を続け、令和27年（2045年）に78,014人となります。
- 年少人口と生産年齢人口は、年々減少し続けます。
- 老年人口は令和7年（2025年）をピークに減少に転じますが、総人口に占める構成比は増加し、令和27年（2045年）には47.8%となります。
- 生産年齢人口と老年人口を見ると、令和27年（2045年）に老年人口が生産年齢人口を上回ります。

【別紙】

特別養護老人ホーム入所待機者数及び第8期計画期間の開設見込

(単位：人、床)

【令和4年9月】

区 分	R4.4.1現在入所申込者			第7期(R3～R2)末特養開設床数			第8期(R3～R5)期間中の特養開設床数												
	うち在宅待機者			広域型	地域密着型	計	R3(開設実績)			R4(開設見込)			R5(開設見込)			第8期計			
	うち早期入所が必要な者						広域型	地域密着型	計	広域型	地域密着型	計	広域型	地域密着型	計	広域型	地域密着型	計	
盛岡市	788	194	135	1,454	116	1,570	10		10	10	44	54	100	29	129	120	73	193	
雫石町	28	12	12	130	0	130			0			0			0	0	0	0	
滝沢市	54	14	10	195	0	195			0			0			0	0	0	0	
紫波町	148	29	19	122	0	122			0			0			0	0	0	0	
矢巾町	60	12	10	97	29	126			0			0	60		60	60	0	60	
盛岡北部行政事務組合	344	65	28	408	69	477			0			0	0		0	0	0	0	
盛岡圏域	1,422	326	214	2,406	214	2,620	10	0	10	10	44	54	160	29	189	180	73	253	
花巻市	302	93	44	616	261	877		29	29			0			0	0	29	29	
北上市	191	63	35	386	107	493			0			0			0	0	0	0	
遠野市	221	63	55	180	0	180			0			0			0	0	0	0	
西和賀町	66	31	20	102	0	102			0			0			0	0	0	0	
岩手中部圏域	780	250	154	1,284	368	1,652	0	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	29	29
奥州市	603	266	213	666	330	996		▲29	▲29	34		34	76		76	110	▲29	81	
金ヶ崎町	7	5	5	82	49	131			0			0			0	0	0	0	
胆江圏域	610	271	218	748	379	1,127	0	▲29	▲29	34	0	34	76	0	76	110	▲29	81	
胆江地区広域行政組合	427	143	121	910	261	1,171			0			0	20	29	49	20	29	49	
両磐圏域	427	143	121	910	261	1,171	0	0	0	0	0	0	20	29	49	20	29	49	
大船渡市	109	50	28	226	58	284			0	0		0			0	0	0	0	
陸前高田市	64	21	15	90	29	119													
住田町	16	1	1	70	0	70													
気仙圏域	189	72	44	386	87	473	0												
雫石市	87	25	17	206	49	255													
大槌町	100	29	18	110	0	110			0			0			0			0	
釜石圏域	187	54	35	316	49	365	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮古市	186	71	51	370	58	428			0			0			0			0	
山田町	45	6	2	90	0	90			0			0			0			0	
岩泉町	55	11	10	110	0	110			0			0			0			0	
田野畑村	14	9	5	50	29	79			0			0			0			0	
宮古圏域	300	97	68	620	87	707	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
久慈広域連合	224	61	46	405	87	492			0			0	50		50	50		50	
久慈圏域	224	61	46	405	87	492	0	0	0	0	0	0	50	0	50	50	0	50	
二戸地区広域行政事務組合	276	73	44	370	169	539			0			0			0			0	
二戸圏域	276	73	44	370	169	539	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	4,415	1,347	944	7,445	1,701	9,146	10	0	10	44	44	88	306	58	364	360	102	462	

一関市分
入所申込者 400人
うち在宅待機者 128人
うち早期入所が必要な者 109人
※県内では盛岡市、奥州市に次いで3番目に多い待機者数

※1 特別養護老人ホームの開設床数については、令和4年3月時点に確認したものであり、R4の開設見込については、令和4年9月時点に開設の取り下げ等を反映したものであること。

※2 待機者に対しては、市町村等保険者において、第8期計画(R3～R5)内に特別養護老人ホームの開設が462床計画されているほか、認知症高齢者グループホームの開設が198床計画されていることから、一定の対応が可能と考えられること。

令和4年度 介護保険サービス利用実績

(1) 介護サービス

サービス種類		延人数	保険給付額(円)
居宅介護サービス	訪問介護	16,401 人	937,117,022
	訪問入浴介護	2,200 人	113,921,746
	訪問看護	5,158 人	181,131,232
	訪問リハビリテーション	1,172 人	33,657,937
	居宅療養管理指導	4,157 人	22,729,157
	通所介護	30,937 人	2,016,235,644
	通所リハビリテーション	5,951 人	303,601,972
	短期入所生活介護(特養)	7,971 人	572,752,187
	短期入所療養介護(老健)	817 人	69,476,564
	短期入所療養介護(医療型)	0 人	0
	福祉用具貸与	33,460 人	419,020,875
	特定福祉用具購入	640 人	16,927,441
	住宅改修		19,502,672
	居宅介護支援	50,783 人	765,410,354
特定施設入居者生活介護	1,498 人	296,142,400	
計		5,767,627,203	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0 人	0
	地域密着型通所介護	5,007 人	314,590,365
	認知症対応型通所介護	27 人	1,588,437
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 人	2,517,795
	小規模多機能型居宅介護	1,086 人	212,711,643
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	377 人	83,388,715
	認知症対応型共同生活介護	4,519 人	1,142,076,426
	地域密着型特定施設入居者生活介護	538 人	93,289,492
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,131 人	857,543,705
	計		2,707,706,578
施設サービス	介護老人福祉施設	11,090 人	2,887,809,576
	介護老人保健施設	8,360 人	2,303,187,664
	介護療養型医療施設	3 人	963,225
	介護医療院	29 人	6,125,407
	計		5,198,085,872
合計		13,673,419,653	

東日本大震災の被害者に対する自己負担額還付：2人、172,688円

(2) 介護予防サービス

サービス種類		延人数	保険給付額(円)
居宅介護予防サービス	訪問介護	0 人	0
	訪問入浴介護	44 人	1,243,271
	訪問看護	753 人	19,498,519
	訪問リハビリテーション	281 人	7,712,679
	居宅療養管理指導	116 人	708,305
	通所介護	0 人	0
	通所リハビリテーション	1,529 人	48,071,070
	短期入所生活介護(特養)	213 人	6,133,309
	短期入所療養介護(老健)	7 人	258,606
	短期入所療養介護(医療型)	0 人	0
	福祉用具貸与	7,800 人	44,338,843
	特定介護予防福祉用具購入	163 人	3,760,320
	住宅改修		9,516,440
	介護予防支援	9,204 人	41,609,520
特定施設入居者生活介護	59 人	4,903,451	
計		187,754,333	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	113 人	5,818,671
	介護予防認知症対応型共同生活介護	19 人	4,407,426
	計		10,226,097
合計		197,980,430	

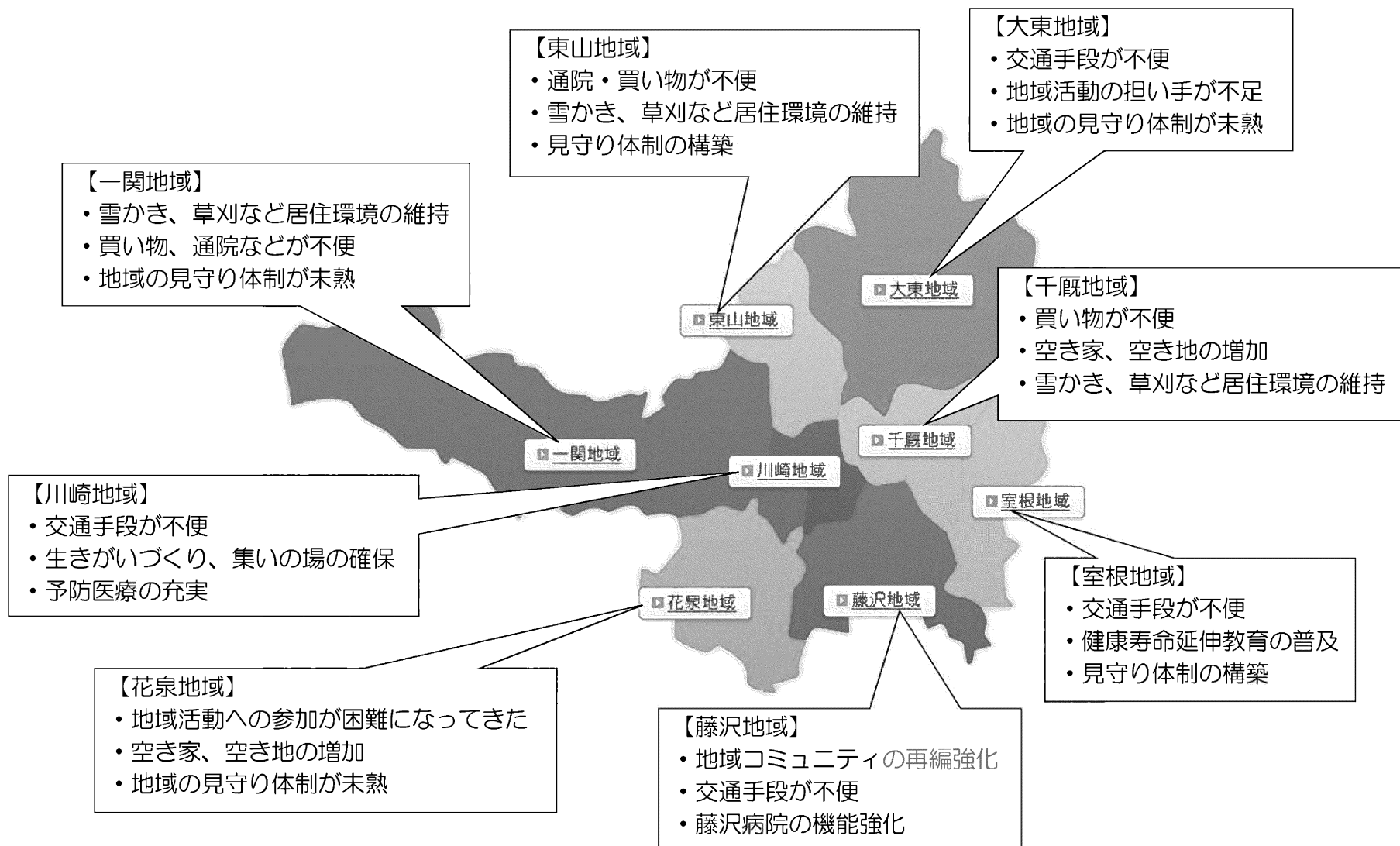
東日本大震災の被害者に対する自己負担額還付：0人、0円

(3) その他

サービス種類	延人数	保険給付額(円)
審査支払手数料		13,876,667
高額介護等サービス費	27,715 人	321,882,171
高額医療合算介護等サービス費	1,178 人	28,961,359
特定入所者介護サービス費	16,896 人	580,762,897
合計		945,483,094
総合計		14,816,883,177

地域づくり計画における高齢者等の現状及び課題

(※各地域の地域づくり計画に記載されている現状・課題について代表的なものを抜粋して記載)



地域包括ケアシステムの姿

※地域包括支援システムの構築は、日常生活圏域(旧市町村)を単位として進める。

⇒ 高齢者の動き
公的支援の動き

